

45 選挙区ヤルヤル詐欺への法的措置

令和8年2月13日
弁護士 木原 功仁哉

1 吉野党首の発言

(4月22日以降の政経医CHでの発言要旨)

45選挙区に候補者を立てて、北海道から沖縄まで全国に日本誠真会のポスターを貼って、比例代表に立候補する私への票の上積みを図ります。
そのための供託金が1億3500万円必要で、街宣車なども加えると2億5000万円は必要だから、①寄付（千円の輪への参加）（日本誠真会・吉野敏明後援会のいずれでもよい）、②政治資金パーティーのチケット購入、③グッズの購入、④入党して党費の支払いを、それぞれしてください。

→結果として合計12名（選挙区10名、比例代表2名）しか立候補させなかつた（7月2日（公示日前日）の政経医CHで公表）が、もともと「取り込み詐欺」だったのではないか？

日本誠真会党員規約

9条3項 公職選挙における公認候補者の選定は党首の専権事項とする。

→誰を、どこの選挙区に立てるかの決定権は党首の専権

2 欺罔行為の法的構成

- ①はじめから45選挙区に候補者を立てるつもりがなかったのに、あたかも立てるかのように装って寄付などを呼び掛けたこと
- ②（仮に①までは認められないとしても）公示日（7月3日）の数週間前の時点では45選挙区に立てることが客観的に不可能であるから方針転換を明言すべきであるのに、明言しないまま寄付などを呼び掛けたこと

3 詐欺の故意を基礎付ける客観的事実

- ①吉野党首自身が地方を自発的に回らない（党本部が地方講演会などを企画しない）
- ②木原が参院選前に39都道府県を回ってミニ集会を開いていたのだから、各地での必要な支援体制の構築について木原に問合せをするはずであるが、一切しない
- ③直前に候補者が擁立された都府県（東京、神奈川、大阪、兵庫など）ではポスター貼り対策が不十分（現地ボランティアに丸投げ）→北海道から沖縄まですべてでポスターを貼るなど土台不可能
- ④選挙後、45選挙区に立てなかつた理由を説明しない etc.

4 法的措置①：刑事告訴

(詐欺罪)

刑法 246 条 1 項 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の拘禁刑に処する。

公訴時効は 7 年（刑訴法 250 条 2 項 4 号）

5 法的措置②：民事訴訟

(不法行為による損害賠償)

民法 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

消滅時効は、寄付などをした日から 3 年（民法 724 条 1 号）

- ・吉野氏の前記 1 発言を聞いて、①寄付、②政治資金パーティーのチケット購入、③グッズ購入、④党費納入をした人が原告となり、日本誠眞会及び吉野敏明（個人）の 2 者を被告として、東京地裁に提訴
- ・原告の多寡は問わない（1 名でもよい）が、人数が多い集団訴訟にした方がインパクトがある
- ・吉野氏を法廷で尋問する機会が設けられる見込み

6 法的措置を検討中の方へ

個別にご連絡ください。

その際、寄付などをした①日付、②種類、③金額をお知らせください。

木原くにや事務所

E-mail info@kiharakuniya.com

TEL 078-855-4014